

参河志(下巻)

この資料は「参河志(下巻)」からの抜粋である。

参河志(下巻)

復刻日：昭和54年12月25日

発行所：愛知県郷土資料刊行会 発行者：生田良雄

参河志(下巻)

昭和8年11月15日改正再版発行

発行所：幡豆郡教員協会、発行者：近藤 裕

参河志(下巻)は、第22巻から第43巻で構成されている。第22巻岡崎城、第23巻西尾城、第24巻吉田城、第25巻苅谷、拳母、田原、奥殿、新城、西郡となっている。第26巻神社、第27巻寺院、第28、29巻は人物となっている。以後は、墓、古戦場、神社、寺院、人物系譜などの詳細が記述されている。

参河志(下巻)195頁

崇福寺：崇福寺は中島村領主である由良氏の菩提寺であった。過去帳などが消失してしまったが、崇福寺5代傳空上人が崇福寺を再建し、天文13(1544)年に供養したがその時の文書に記載がある。

由良興太郎光兼：吉良家の旗下。永正年間(1504~1521年)に小園神明社修復。

由良基次郎光家：大永8(1528)年、小園神明社修復。

戦国きらら隊「善明堤の戦い①」1556年説に迫る

善明堤の戦いの舞台の一つが中島城のあった中島郷ですが、中島郷は東条吉良氏の支配下にあっただけでなく、家臣の由良氏が領主だったとされています。由良氏は子孫が持つ系譜類によると、鎌倉初期に三河国守護だった安達藤九郎盛長の子孫という名家で、室町時代後期の文明年中(1469~86)に吉良家の旗下になりますが、吉良義昭と松平元康の間が不和になり、深溝松平好景に滅ぼされたと記されています。好景に滅ぼされた由良氏当主について、系譜類では「孫八郎家定」「平八郎家宗」「孫八郎重光」と混乱しています。戦死の年号については一部に「弘治二年(1556)春」とするものがあります。実は1549年9月に今川氏が西条吉良氏を攻撃するに当たり、降伏を勧告する矢文を送っていますが、その中で、今川氏が織田氏討伐のために渡・筒針に出向いた時に吉良氏が兵を安城城に移したこと、その後中島を「奪補」の時も兵を行路半ばまで出したことを非難する箇所があります。ここにある「中島」は中島郷を指すと思われる、渡・筒針の戦いは一般的に1547年9月28日のこととされていますので、この中島奪補の戦いは1547年から49年9月の間に発生したことになります。また、前述した今川義元が本光寺に与えた安堵状には、中島郷にある寺領について「領主の寄進状に任せて」安堵すると記されていることから、1554年の時点ですでに今川氏は吉良氏に替って中島郷の土地を支配していたことになります。中島郷の土地を寄進した「領主」とは由良氏のことではないでしょうか。

だとすれば、由良氏が松平好景に滅ぼされたのは、1556年春ではなく、前述の通り47年から49年9月までの間で、「春」という文言にこだわれば、48年春か49年春ということになります。48年だとすれば、3月19日の小豆坂の合戦や4月15日の耳取縄手の戦いとの関連が考えられそうです。このように、好景による中島城主由良氏の攻略は、松平宗家と行動を共にする今川方の、反今川陣営だった吉良氏への軍事行動と考えられます。

その後の中島城は今川方の板倉弾正(だんじょう)が入ったとされていますが、弾正は謎の人物で系譜が不明です。史料上では実名が康忠で、今川氏から渥美郡細谷郷(豊橋市細谷町)を与えられていたことが分かっています。1561年春ごろに中島城を松平氏に追われ、岡城(岡崎市大平

町)に入城したものの、そこも攻撃を受けたので作手に逃れ、62年9月29日の八幡(豊川市八幡町)合戦で今川方として松平氏と戦い、戦死したと伝わっています。

実は由良氏子孫所有の一部系譜類には、弾正が好景に滅ぼされた「由良宗家」の子だとしているものもあり、真偽は不明ながら由良氏と板倉氏が親戚関係なのは事実らしいです。すると、1548年ごろに中島城が落ち、由良氏が没落した後、中島城には今川家臣の好景が入っていたが、1556年に織田方の吉良氏と争って戦死したので、今川氏が城を回復したのちに今度は今川家臣で、かつ由良氏とも血縁関係に当たる板倉弾正が替わって入城したと整理できるのではないのでしょうか。

崇福寺(岡崎市) ウィキペディア (Wikipedia)

応永年間(1394年~1427年)に中島城主の由良光家が天台宗昌泰寺を改宗させて、天祐竜山を開山として創建したと言われている。京都円福寺の末寺として宝徳元年(1449年)にその名が記録されている。

新纂浄土宗大辞典 浄土宗全書

愛知県岡崎市中島町道海。蘆菴山許応院。浄土宗西山深草派三河三檀林の一つ。昌泰三年(900)醍醐天皇の勅願寺として開かれた天台宗昌泰寺を前身とする。郡主由良光家が光誉天祐に帰依し、開山に招いた。崇福寺は檀林として栄え、天祐が没する長享元年(1487)までには僧徒300名、末寺七十余を数えた。永禄六年(-1563)近隣の安楽寺が一向一揆を企図したとき、八世洞山祖湛は僧俗を集めてこれを阻止。徳川家康はこれを称讃し、安楽寺の寺領宝物一切を崇福寺に寄進した。洞山および9世伝9春教、10世聴翁洞岸は家康の従兄弟に当たる。現本堂は寛永17年(1640)の建立、総門は今川義元の寄進である。

參河志第貳拾六卷

渡邊正香輯錄

男 政幹校正

御朱印神社並神主部

碧海郡

大濱村下宮權現社

領三十六石四斗

三才圖會 七十石

神主 長田 兵部

國華万葉集 三十六石

同 長田喜八郎

二葉松 六十石

大濱村上宮權現社

領三十六石二斗

右代神主川合惣太夫代百四十五石九斗五升を領然るに惣太夫織田味方たるに依て家退轉す其後長田喜八郎三十六石二斗領して神主となる

創業錄十卷に 彼大船に召て參州碧海郡大濱に御着岸也大濱の地七長田平右衛門直吉が亭に入御渠が父廣眞廣忠君に通じ大濱邑上宮社田を食む直吉が嫡男は直勝也直勝始は傳八郎壽命に依て改長田永井と號す後に右近太夫とも武名高し

中島村内宮神明社

領十石

三才同之

神主 牧 徳之進

小園村外宮神明社

領十石

三才尾曾根

同 牧彌右衛門

小園村住吉大明神社 領三十石

下青野村椿大明神社 並天神社 領六十石

同藥師 領一石五斗 並在家村地藏領

上青野村天王社 領十四石三斗五升 三才曰社領十二石餘

宮地村犬頭大明神 領四十三石

三才圖會六十七卷四丁 在上和田森崎領四十三石

字都右衛門五郎之大誤所斬其頭飛嚙殺蝮蛇救主危難

同五十九卷十二丁 犬尾社在下和田村天正年中領主宇津左衛門五郎忠茂一時獵入山家有白犬從走到一樹下忠茂俄爾催睡

眠犬在傍咬衣裾稍寤復寤犬頻吠于腕頭忠茂怒妨熟睡拔腰刀切犬頸頭飛于樹梢嚙着大蛇頸主見之驚切裂蛇而還家感犬忠精埋頭尾於兩和田村立祠祭之家康公聞之甚感嘆焉且有往々靈驗賜采地蓋宇津氏大久保一族先祖也

櫻井村白山社 領五十石 三才同之

上條村白山社 領五十石 三才同之

高棚村神明社 領二十石外に二石五斗馬場屋敷

山崎村白山社 在大岡村 領百三十八石

森越村八幡社 長瀬 領六十石 三才同之

橋目村白山社 領三十石三斗二升五合 一作三十石二升五合

上野村天王社 領十二石

鷺鴨村五社神明 八幡 若宮 天神 三島 領五十石

渡苅村鹿島大明神社 領三十石

幡豆郡

同 牧甚右衛門

同 淺井甚之丞

同 淺井甚之丞

同 赤堀甚左衛門

同 市川三之丞

神主 野田 河内

天臺宗別當 神光寺

神主 長坂勘解由

同 板倉 備後

同 同 板倉 備後

同 同 下村 式部

同 同 下村 式部

同 同 神谷權兵衛

同 同 神谷權兵衛

同 五石

米津村 光照寺

同 三十石三才三十二石

淨土宗西山派深草派京都圓福寺末 深草派當國談林三箇寺の内

中島村 廬安山崇福寺

萬寶雜記曰 崇福寺御尋に書上

一 權現様御伯母吉良家へ御嫁縁松平二郎三郎左近藏人信忠公の御息女吉良東城持廣御前後瀬戸御居住依之瀬戸大房吉良上野介殿外祖母也

慶長十四年己酉御逝去御位牌御座候御戒名堯雲院殿俊繼貞英大姉當公十代洞岸上人燒香當國瀬戸村並岡山村に奉築御墓其所一寺建立即號堯雲寺當山末寺に御座候

御立牌御石塔共堯雲寺に御座候委細御系譜由緒當山十六代寂翁卷物記之堯雲寺納置申候

一 當寺昔年中島村領主由良氏菩提所に御座候由良氏元祖俗名往古過去帳等可有御座候へども往古過去帳失却仕候當寺五代傳空上人當寺再建天文十三甲辰年堂供養の千部經相助其供養誦寫文言中當寺四錄義並領主由良氏代々菩提所義に御座候當山中古舊記如此御座候故穿鑿仕候處右諷誦寫得見出不申候于今當國芦の谷村其末孫歷々御座候代々當寺且那に御座候

由良與太郎光兼 永正年中中島村氏神小園神明並村々中神明修覆有之候書付兩社神主分有之由

此兩社御朱印所にて御座候由良氏此節吉良家の旗下候由

其次郎光家 大永八戊子年右兩社重て修覆有之候由孫右衛門孫太郎七當國芦谷村に初て移住す是は板倉伊賀守殿從弟由申候後俗名幾右衛門と申候寛永十二丙子年九月十五日死去法名は護法院殿席屋元成居士

以下略之萬寶雜記可併見

一 當時御旗本島山午之介殿御先祖代々位牌多當山に御座候藥所は當山末寺當國小牧村寶泉寺其寺に代々石塔御座候

一 今川治部大輔義元公御位牌御座候御法名 天澤寺殿四品前禮部侍即秀峰哲公大居士 義元公御判物

一 中島郷崇福寺内寺物諸役等如前々免許事

一 東向寺並山園寺尙兼寺此三ヶ寺事諸末寺外永可爲崇福寺支配假難有申旨候如持廣御代不可有相違事

一 諸末寺如前々永不可有相違事

一 門徒老若時々の法事令懈怠出仕剩不守戒律致恣之振舞至于居住草庵之輩可致易寺物於其以下之僧者可令燒却衣鉢事

一 崇福寺東向寺山園寺尙兼寺此四ヶ寺伐探竹木並棟別田別人別門前一切諸役免許之事

右條々領主合點之上出判形由申候條所及判形也若非分義有之者可加下部者也仍如件

永祿元戊年八月二十六日 治部大輔御書判

慶長七壬寅年權現様御朱印被爲成下候節右義元公之御判形違御照覽即末寺之出仕等如元規被爲仰付之御文言被成下候
惣而寺領之御朱印如此之御文言餘寺其例承及不申候

右之通相違無御座候以上

同 十三石 禪宗曹洞派肥前國島原本光寺末

同 三石一斗 淨土眞宗野寺本證寺末

寺院奇談云 領四石八斗伊奈備前守判形板倉内膳正取持御朱印と成當寺は本安樂寺と言へり一向宗合戰の時中島安樂寺
と言是也其後寺號改大力量剛僧也一向宗にて永祿年中高濱村恩仁寺櫻井圓光寺中島村安樂寺家武淨顯寺抔聞へたる剛者
也

板倉伊賀守母公親鸞上人御影御寄進板倉李右衛門當寺本尊彌陀像寄進板倉家より三石餘茶花料二石

同 二十石 三才同之 淨土宗西山派深草派京都圓禪寺末

同 十五石六升 日蓮宗勝務派越後蒲原郡本證寺末

久世黨菩提所 三才十五石餘

同 五石 淨土宗臨西派鴨田大樹寺末

中島村 萬燈山長圓寺

同 淨光寺

上和田村 清光山淨珠院

宮地山 本壽山妙國寺

上青野村 來迎院

寺院奇談曰 上青野來迎院松平甚太郎親長菩提所也親長弘治二丙辰二月二十日逝去 來迎院殿奥巖顯大松居士爲菩提永
祿二戊午二月十一日當寺建立親長松平出羽守御息其後青野城主松平周防守家

同 五石 一向宗京都本願寺末 下青野村 撫松山慈光寺

寺院奇談に言 無緣地慶長六年伊奈備前守

證元岡崎城主本多豊後守代惣檢地節米津清右衛門指圖にて落る

同 三石 同宗野寺村本證寺末 上青野村 本光寺

同 一石五斗 淨土宗臨濟派鴨田大樹寺 同所 安養寺

同 五石 同宗京都智恩院末土井黨菩提所 赤澁村 松林寺

同 二十三石三斗 三才三十三石二斗 中之郷村 大聖寺

同 十七石五斗 一向宗京都本願寺末 同所 稻荷山淨妙寺

寺院奇談言 境内斗黒印中興並墓依頼之分俗名婆娑太郎住持順超法師廣忠公の御妹入奥婚禮有法名寶懺院殿と言へり

本は天日村に有寺領多し先年水難に付普請難成岡崎水野監物支配故城主より普請し知行落地成岡崎領と成り土井大炊頭

先祖墓 同 六十九石五斗七升 一向宗三ヶ寺京都本願寺末 野寺村 雲龍山本證寺

悉く本願寺部に記す 京都開山教圓坊俗名新祐小山判官弟

同 五石 一向宗京都本願寺末 高鳥村 專修坊

同 四石四斗 淨土宗臨西派鴨田大樹寺末 渡刈村 大通院

同 二石六斗 同宗同派上野上村隣松寺末 同所 祐藏寺

うへ新太郎は天壽院殿の御掣也相模守は 大神君の御孫也歴々兩家の作りかねたる堀を外へ仰付られんは恥辱をあたへらるゝ也とにかく下の困窮をすくはれん爲に堀らせらる堀なれば其もと御仁心より出たる事なりねがはくは御普請方に御付て手傳はなさんこそまたためと申されけるゆへ公儀普請になりけるさして急がるゝこともなければども町宅せし浪人なども顔をかくして出るなど、聞しめし態と夜普請に人足をかけられ亥刻迄もつかはるれば賃錢兩日分を賜り子刻丑刻までも仕れば三日分を下されければ不日此堀成就しぬ御仁政の一つと世に申ける

大久保加賀守忠朝

加賀守忠職嫡男 實は右京亮教隆二男依台命再賜小田原城 從四位侍從に昇進す 武野燭談四卷に云貞享の比より老臣の面々へ經書の講談御前にて仕るべき旨仰あり加賀守上旨たる故はじめて講筵に参りけり其次阿部豊後守正武番に成ける是は加賀守より拔群年若けれども仰付られたるを悦び講席に罷出る殘老臣も承るべきよしづれも伺出しける事故なく文談して御前をしりぞき正武けふの講義いかが候ひつると同席へ尋ねけるにみなく承事なりと挨拶する加賀守ばかり大あせをぬぐひ扇をつかひながら今日の講釋我身につみて存する故さぞや豊州難儀にあるべしもし文談のたくひやあるべきと手を握りいひ損じもなく首尾のよきやうにとのみ存る外は他念なかりしとぞ申されける

板倉伊賀守勝重

武野燭談五卷云澁川八右衛門好重長男四郎右衛門源勝重後に稱板倉伊賀守三河之人也 京都諸司代仰付られし時本多佐渡守に向ひ大役仰付らるゝに付ては罷歸女房に相談仕合意候へば相勤申べしと申ければ佐渡守うちなづきて尤なりとの挨拶なり板倉歸りてかゝる上意にて諸司代仰付られ御加恩賜はれども其方と相談してこそとおもひ御請申さずして歸りたり諸司代といふ事は大小によらず下よりの願をきく役也さあれば内縁をたのみて訴訟するものあるべしいかやうに事をとりはからふとも其方善惡ともに口をそへ氣を付給はずばかりこまりて御請すべしもしとりもつべき心あらば御請申すまじ御爲にはかへがたければ相談に歸りたりといはれればいさゝか物をば申まじさやうの事申されては人々はたはけものにやおもひ給ふべき早々御請せられよといひけるを猶々口をかためてさらば御請申べしとて

約束して出たるに袴のこしをひねり返して忘れしをノウノ腰がひねりしと申されけるを直歸りさればこそさやうならんには御請けはなり難しと申されしとかや諸司代に任じて後は一生甲冑を肩につけずむつかしき京都を守護し無事にもりおさめける器量たぐひなし板倉は本名は澁川也其昔今川の旗下に屬し大神君の婚姻を取むすびたりし澁川彈正の一族なり幼少より出家して居けるにいとせ板倉一族ことごとく討死しける名家斷絶をおしまれて元龜年中勝重を還俗仰付られて四郎左衛門と申ける關東御討入の時彦坂小刑部と兩人江戸の地奉行をつとめ町奉行を兼帯しけるが器量ありてかく仰付られける御出陣前後の智計あけてかぞへがたし御陣の朝各立出て御先より順々おし出す所伊賀守袴の下くより御馬の先へ罷出くつばみにすがり今日の御出陣をとめ奉るに大神君御機嫌あしくこゝはなせとの上意なるをひたすら申上るゆへ御延引極たる此日火付以下大坂與力の黨類ども多くからめ得たり伊賀守京都より下向に付先達て大樹より嫡子周防守重家次男内膳正重昌が器量を心みられかつ伊賀守をよるこばしめられんがためむつかしき公事裁斷を兩人に仰付られけるに周防守追々理非を申上べしとて退出し内膳は即座に批判申ける二三日過て周防守書付を以て申上けるに内膳が申せしにすこしもたがはずされば弟は早速に處斷申し兄は二三日思案してやうく申上る弟こそ智恵増りなれととりさたなり伊賀守參勤して京都の御用事濟み大樹仰けるは此度の御まうけに倅ともに公事の理非を付させ置たるぞ内膳は即座に處斷し周防守は二三日有て書付て申上しが理の趣は兄弟一致なりと上意なりしに伊賀守かしらをかたぶけさすが兄ほど候て遅く申上候内膳の智恵に及ぶ處はさつそく理非分明にうかがひ申べきと上意と申處斷の儀幾重にも思慮仕るべしと後日の沙汰に仕候は弟の及ばぬ所にて候と申上けり

板倉周防守重宗

武野燭談五卷 云伊賀守勝重嫡男なり父伊賀守が役儀をうけつとめて父二代の譽を得たり其譽多き中に禁庭の内殿上の間の近所にこしかけをこしらへらるべしとて卿相詮議有て天聽に達し中井大和に仰付て作り出されける地下人下位かたのものども悦びよばふ周防守參内の時此こしかけを見て傳奏の公卿へ申までもなく公儀の大工共をめしよせて打破られて捨ける公卿うちよりて所案内もあるべき事なるにかくのごときのふるまひ狼籍至極なり早速關東へ達せられ周防守罪科紀さ

れよかしと申さるゝあり先周防守尋られかれが請の旨に依て關東へ仰つかはさるべきかと此兩様を近衛殿へ申されしに殿下仰られけるはかれは我等に縁あるもの也子細有て不通いたしたりかれが器量卒示すべきものにあらず御尋あらんに理に寄て關東へ申さるゝに及ばず仕方なき所に於ては禁中の恥なり素りに問答に及ばるべからず是式の事大やけに聞召捨をかれんか内談に てきゝ様有るべしとて周防守かたへ出入する醫師を召して此事あらはに問かけたれば其方すかして問て見るべしと仰ける折ふし周防守關東へ下向するに此醫師を伴ひけるに道中何れの驛にてか京都の咄ありけるよき席とかの事を申ける周防守それは其方が心から出たるか人のとはする事かと申さるゝにいや某人から尋ね申よし申されければそれは了簡ある事とばかりにて又外の咄に成けり其後江戸にて又いひ出し此事禁裏へ慮外至極のやうに世上取沙汰いたすと風聞をとなへ問かけけれどもかたらずいかにもして尋ね得てつとにせばやとおもへども叶はず歸京の後又此事を尋ねければ周防守さては汝が尋ねにてはなく問はするかたのあるこそ惣じて内裏などは古法を守るべき所に新法を以て武家を似せらるゝ事よろしからず利勘なる事は王法のとりうしなひになるかの腰かけを其まゝ置たらば雜人までも常に入込で必定上をけがすもの出来すべし一ツなりとも上古の御風儀あるこそあらまほしけれ此事の理をつくして奏聞に及ばゞ上の理非を論ずるに似たり不定に打こはしたるとて周防守科になる時節公家に難なし遠嶋切腹の仰を蒙らば夫までの運命覺悟して打破申たり毛頭威をふるまふにあらずと申されける殿下聞給ひさこそあらめ此所は心付せ給はぬ御事なりとて奏聞有ければ勅勘の沙汰もなかりけり又云大猷院御食傷にて一晝夜御正氣付かせ給はざりける急を告る飛脚諸國へはせて天下の周章にて有ける京大阪はことにさわぎたり次の日御心よくましゝける程に御機嫌よろしきを第一京都へはやく申つかはせとて奉書以飛脚告らる廿四時は平日の事也是は十八時に參着しける周防守此御途よりければ奉書を以て彌御本復の趣申つかはしたるにやうゝに御請参りたり折ふし御夜詰なりければ月番老臣よりこれを本丸に達して中根登岐守家鑑是を披露しけり兩度の奉書周防守一度に拜見の趣にて御諭を一紙にしたゝめ此ごろ泊鷹理に罷越 御請延引の事を端書にのせたり是をきこしめして扱は京都も能々騒ぎけると見えたりとの上意也登岐守一夜案じ明しても其意を得ず諸司代たる人の御不例を承りながら放鷹の樂は何事ぞや又上意の趣も不審はれず翌日酒井登岐守登城しけるを御前へ召て夜前京都より請文到來した

りひらかせて聞たるに周防守泊鷹野に出て兩度の奉書の請延引のよし見えたと上意に讃岐守かしこまりてさて京都も以外にさはきたると相見え候と言上しければ上にも思召さるとの御事なり讃岐守御前を退きけるに壹岐守讃岐守が袖ひかへて只今の言上と夜前の割符を合せたるやうに候某一夜思案仕れども其理通じ申さずと申せば讃岐守打笑て京都町人さばぎ出ては何と申しても合点すまじ優長にあそびて見せねばならぬと云捨て通られける壹岐守老後此事をいひて其代の君臣御發明を感心しける此御代は京都に奉行もなく周防守一人して勤めけるにかの如く隙有て伏見淀八幡鳥羽の近郷まで鷹野をし茶會て往來しける白日垂簾の政此時なるべし

板倉内膳正重昌

伊賀守勝重二男也大阪關東御和睦の時大坂より木村長門守重成を神君の御判拜見に差下さる此方より侍大將の内にてつかはさるべきかと申けるに若き者の内にて分別あつて事破れに及ぶとも一巳の働せぬものをえらばるゝに内膳をえらび出されたり此時内膳十八歳御近習に召つかはれければ御心やすきものをつかはさるゝとの御事也内膳秀頼公の御前へ出て御判形をなさるゝ時御膝元へさしよせ左右へ會釋して申けるは御前の御器量關東にて承及びたるよりもことにゆゝしく見奉り候御膝扇子たけ御座あると承傳候かゝる時節おがみ奉りて關東への土産に仕るべきとて腰の扇をぬき座にたてゝ御膝をはかり見る躰にて御判形を見すましける宛所はいかがと尋ねられけるに關東大阪御和睦と候うへは新將軍へと申ければ江戸將軍家へと遊ばされにける駿府にては内膳正今日大阪へ着つらん仰含めらるべき儀御失念なされたとて御苦勞なる御氣色なり程なく内膳歸着しければ御次まで出させ給ひ内膳判形を請取つらん此方の宛所はと御尋ありけるに其段は仰付られは承はらず候へども關東大阪御和睦と御座候ゆへ新將軍様へと好み申したるよし言上しければ御機嫌よろしくでかしたでかしたとて御氣色斜ならず段々の首尾日々నికిこしめされて御感に預りける

本多作左衛門重次 大平村に悉く載之可合考

本多信廣二男幼名作十郎後改作左衛門 武野燭談五卷云 大神君濱松の城へ御歸陣の節阿部河原に人煎釜ありけるを御覽じて是を濱松の城へもたせつかはすべしと奉行へ仰付られければ承りて持せ送る道にて作左衛門見て子細をとりにしかじ

參河志第四拾卷

渡邊正香輯錄

政幹校正

諸士姓名目錄

碧海郡

上和田村 大久保新藏屋敷ありと云 宇津左衛門五郎 宇津九郎左衛門 大久保五郎左衛門 同左衛門次郎 同平右衛門
同彦右衛門 同助右衛門 同八郎左衛門 同三郎左衛門 同勘助 阿部四郎 衛豊後守先祖 同嫡喜八正次 佐野與八
郎 徳川四郎末親 阿部四郎五郎 市川半之進 成瀬藤八
下和田村 住居屋敷不分明 松平兵庫
西淺井村 松平十郎三郎長忠 信忠公之三男天文十三年三月十八日病死法名源空院墓松有子孫斷絶源空院に由緒書有之
大津七左衛門永祿四年安城合戦に討死 同伊織 同三郎左衛門 同半左衛門 久留惣兵衛 山岡傳五郎 近藤彦四郎
土井村 越前守先祖本多藤四郎後豊後守 周防守先祖 土井甚三郎後大炊助 水野下野守岡崎六本松曲輪に蟄居の節の子
と云
上青野村 松平周防守 但三河記には長親三男松平甚三郎後左近周防守と有之 加藤又三郎 同又八 淺井主水 太田六
左衛門 池野鼓之助 長谷川氏も出生云云

宮地村 大久保源四郎 大久保左京

上三ツ木村 松平藏人信忠公の御息信康公と云後山崎村に城を搆被成候由廣忠公御代天文十七年四月十五日明大寺取繩手にて大場彌五左衛門半弓にて馬上より射落討死 山崎御在城の節也 今川家と織田小豆坂合戰同年三月十九日信厚は信長方にて敗軍無念に思ひ岡崎へ出張す此節三ツ木山崎落合住居の由傳へあり

渡邊勘解由 村越彌三 橋長左衛門 大河原五左衛門 辻本朱右衛門 鈴木權左衛門 石川半三郎 三浦四郎右衛門
大竹孫右衛門 深津彌五郎 中根助市 同彌太郎 同新次郎 同甚太郎

野畑村 佐野圖書 黒柳庄助 佐野小太夫 高橋善左衛門 内藤半右衛門

國政村 大久保荒之助 渡邊甚十郎 平井甚左衛門 渡邊甚助

定國村 渡邊忠左衛門 山本四郎兵衛 永井村領地せらるゝ由

小垣村 政香考ふ垣江野 神谷與次郎 長阪與四郎

在家村 石川八左衛門右は三ツ木御家頼中此内御旗本に被成しも有之

中の口村 本多刑部左衛門 丹羽勘助後酒井雅樂頭に勤仕 近藤七左衛門

下青野村 伊奈市左衛門

赤澁村 天野助之丞 同甚四郎 同平七郎

合歡木村 松平金四郎 八田奇左衛門 大塚平右衛門 加藤儀左衛門若狹守 同新五左衛門

矢作村 島田平藏 島田彈正 同出雲守 同七九郎 清水丹波守 鶴田六左衛門 渡部源六郎

筒針村 山田八助 小栗七左衛門 同大六 山田惣兵衛 竹田法印 鳥井甚左衛門 多門八左衛門

渡り村 播摩守先祖鳥井彦左衛門 同左京 鳥居中將 同伊賀守 同久兵衛 同又右衛門 今村彦兵衛 小谷甚右衛門

同九郎右衛門

牧内村 安藤太郎左衛門 天野惣十郎 一岡左京 牧内左京進忠高親忠公八男之由

同左馬之助 小堀喜平右は櫻井村より出す
和泉田村 水野家旗下 矢田彌十郎

額田郡

菅生 菅生郷とは明大寺満性寺邊を云 松平六郎公親 倉橋内匠 同長右衛門 田中五右衛門

上六名村 細井助六 本目權兵衛 本目庄左衛門

下六名村 蜂屋半之進 大河原孫三郎 筒井勘助 土屋忠次郎 菅久兵衛 成瀬藤藏 算助大夫

同六名村 後丸山へ移 成瀬伊賀守 同新藏 井上河内守 阿部七藏子孫之由申傳ふ 御先祖杉浦内藏之丞 筒井久平

拜郷權兵衛 坂部三十郎大須賀家へ御附人に成榊原相續之節御旗本に被召出 細井金右衛門 鳥居四郎左衛門 同三郎

左衛門 天野三郎兵衛 同清兵衛 同傳右衛門

羽根村 大久保七郎左衛門 同甚九郎 羽羽田半左衛門

針崎村古春崎村と云 酒井左衛門尉屋敷跡壹丁五反程あり 久世三四郎針崎一揆之節御供仕討死す嫡子幼少にて宮地村に

蟄居す妙國寺家康公申上候て被召出其後大須賀家へ御附人に成る

出羽守榊原家相續之節御旗本に被召出 小倉玉之助南織部先祖近藤左衛門助 酒井三十郎 畔柳作兵衛 寺内正入 同息

右京亮

柱村 神尾與四郎 同與五郎 近藤兵大夫

坂左右村 山本久藏 都築三藏 渡邊玄蕃

浦部村正名中村定國國政を云 八右衛門

能見村 修理亮先祖松平次郎右衛門光親 同忠左衛門 同越前守 同大隅守 同石見守 石川式部 小林七左衛門遠江守

先祖 金田惣八郎 野々山七右衛門 松田新兵衛 大岡彌四郎家康公御代甲州勝頼内通山田八藏訴人故御仕置被仰付

松平權兵衛 同彌左衛門 同孫九郎

島原村 上村源十郎

幡豆郡

野場村 大須賀掃部 大須賀五郎右衛門 柳部出羽守 追て同氏關原御陣以後柳原家を相續之由申傳鈴木平三郎

上羽角村 長門守先祖村上茂助 外記先祖内藤次郎左衛門

西尾城 酒井與四郎

小島村 伊奈半十郎 河村權十郎・中川太郎右衛門

寶村 富永半五郎

永良村 加藤喜藏 越中守先祖同左馬之助 同源次郎 同源藏 同文三郎 松平外記 本多喜藏

吉良東條 紀伊守先祖松平彌左衛門 周防守先祖松平左近

四小屋村 志籠谷 牧喜藏

瀬戸村 淺岡五左衛門 同新十郎 淺岡伊豫守 同傳藏

西之町村 氏家内膳 西尾丹後守

横落村 中根仁右衛門 同三郎右衛門

芦村 内藤佐七

小見村 板倉苗字出生惣領は松平主殿頭家臣板倉八右衛門父並兄八兵衛 八右衛門弟伊賀守 板倉周防守先祖之由

寺部村 小笠原新九郎 同安藝守 同權之允

須原村 政香考曰須貝歟 淺井九右衛門

江原村 犬塚甚左衛門 同八兵衛 同善兵衛 五味三郎右衛門桶狭間合戰討死之由 江原太郎左衛門 同丹後守

小山田村 子孫越前家へ勤仕 永見新右衛門 同志摩守

友國村 子孫尾州に勤仕 松平攝津守 平岩瀬兵衛